

調理器具の特許権侵害差止等請求事件

事案の概要

原告：調理器具メーカーの販売子会社

被告：家電製品等販売業者

原告は家庭用調理器具に関する特許権（専用実施権）を有していたところ、被告が販売していた製品が原告の特許権を侵害しているとして、対象製品の販売差止め等を求めて訴訟を提起した。訴訟では特許権の構成要件充足性の判断として文言侵害のほか均等による侵害が問題となった。特に、均等の5要件のうち、発明の本質的部分であるか否か、容易想到であったか否かが争われた。裁判所は均等を理由に特許権侵害を認定し、被告に対し対象製品の販売等の差止め及び損害賠償を命じた。

（当事務所は原告を代理）

本件が掲載されている判例集・雑誌等

月刊発明2016年12月号37頁

裁判所ウェブサイト

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=85990